



CONTENTS

I Law School 特集

学生のみなさんへ
 法科大学院の教員になって
 新任のご挨拶 一よろしくお願ひ申し上げますー
 ロースクール1年生
 商社マン時代の思い出をひとつふたつ
 西園寺記念館 23号研究室にて
 故郷に帰る
 我輩は弁護士である
 夢
 「期限」に追われる1年生教員と院生
 私の目標 ー大阪型渉外実務モデルを作るー
 国際民事訴訟法？

大川 真郎 2
 岡本 正治 3
 黒野 功久 4
 小松陽一郎 5
 田中 恒好 6
 藤田 正隆 7
 松井 芳郎 8
 森下 弘 9
 山口 孝司 10
 山名 隆男 11
 山本 忠雄 12
 渡邊 惺之 13

II Sabbatical

ミュンスター在外研究記

倉田 原志 15

III My Book

『シティズンシップの政治学ー国民・国家主義批判』(白澤社、2003年)
 を書き終えてー国民国家批判は、どこまで成功しているのか？ー

岡野 八代 18

IV Presentation

先達二人 ー比較法学会で学んだことー
 戦後初期の沖縄刑事司法における
 違法収集証拠排除法則を定める規定

本山 敦 22

久岡 康成 24

V Guest Professor

A spring of hope for Japanese lawyers
 As Visiting Professor at Ritsumeikan University

Marcel Storme 27

Peter Gottwald 29

Law
School
特集

新任紹介

学生のみなさんへ

大川 真郎 OKAWA Shinro

1 私は、大学卒業後3年間、民間企業に働き、司法修習生になりました。この経験は、私の人生にプラスになりました。研修所の同期生は、会社員、自衛隊員、学校教員、公務員、新聞記者などさまざまな職歴と年齢構成で、それだけで面白いものでした。その後、残念なことに、研修所は職歴がそれほどバラエティにとんだものになっていないようです。法科大学院には多様な社会経験をした人が集まるのは、将来の法曹として好ましいことと思います。

2 弁護士になって、低所得の人たちを対象にした法律事務所に入り、民事・刑事をはじめ、さまざまな種類の事件を数多くこなしましたので、忙しかったのですが、収入には恵まれませんでした。弁護士25年目に独立し、一人で事務所経営をして8年、その後3人の共同経営となり、弁護士として通算35年になります。私以外の1人のパートナー弁護士は、環境問題の権威で、もう1人は医療裁判を得意としています。私の最近の2年間は、日本弁護士連合会事務総長として、司法改革の大事業に専念したため、事件活動は全くできませんでした。

3 私も多くの弁護士と同じように、広範囲の裁判にかかわりましたので、特に専門領域はありませんが、最初の15年間は、労働者側での労働裁判の比重が高く、不当労働行為事件、整理解雇事件などで勝訴判決をとっては、その判例評釈などの論文を数多く発表しました。その後は、刑事裁判全体の形骸化を憂慮するようになり、個別の刑事裁判を扱うだけでなく、この問題を弁護士会の改革課題として取り組むようになり、日弁連の刑事弁護センターの設置、当番弁護士制度の導入へと進めました。最近の10年は、この延長線上で、弁護士会活動全般にかかわり、ついに日弁連



事務総長として、今次の司法改革に全力投球するに至りました。

4 初期の労働裁判領域に続いて、私の大きな取組みの一つに、豊島の産業廃棄物不法投棄事件があります。これは、豊島住民が香川県を相手取って、廃棄物の島外撤去を求めた事件で、中坊公平弁護士らとともに7年かけてたたかい、勝利しました。公害裁判の領域では、弁護士になったときから関わった四日市公害裁判、その後の大東水害裁判、多奈川火力発電所公害裁判などがありますが、これらの事件では大した貢献ができませんでした。ようやく豊島事件で大きな仕事ができたと感じています。豊島事件に勝利したのち、このたたかいを記録した本を出版したところ、朝日、毎日、日経など各紙や学会誌で評価されたのはうれしいことでした。

5 法科大学院では、前期は法曹倫理だけで、岡本先生のお手伝い程度しかできませんでした。6月末に日弁連の職務も終わりましたので、後期からは、司法制度論、刑事裁判実務など本格的に授業をいたします。弁護士として経験をわかりやすく、実例を示しながら、できるだけ体系的な内容にして、学生のみなさんに伝えていければと思っています。

(おおかわ・しんろう 民事法/刑事法)

法科大学院の教員になって

岡本 正治 OKAMOTO Masaharu

法科大学院の実務家教員として、法曹倫理、都市住宅法務等を担当することとなりました。よろしくお願い申し上げます。

大阪で生まれ、司法修習時代に東京と北海道・函館で生活したことを除けば、ずっと大阪が生活と仕事の場。京都は京都地裁・家裁の所在地と訴訟事件になった現場の外は縁が無く、金閣寺や等持院が立命館大学の直ぐ近くにあることも知りませんでした。京都へ通うようになって数ヶ月経ちますが、いまだに大学と最寄駅の往復に明け暮れて、神社仏閣を散策するなどという風雅な時間はなかなかありません。

関西大学大学院では商法(会社法)専攻でしたが、弁護士になるとイソ弁先(勤務した法律事務所)がたまたま不動産訴訟の専門事務所。そのため借地借家事件はもちろん、不動産仲介・売買、マンション分譲・開発、建築請負、不動産競売等、不動産取引をめぐる紛争案件や不動産仮処分事件・強制執行等を数多く取り扱うようになりました。不動産取引は、民法(契約法、不法行為法)と行政法規や業規制が錯綜した分野で、実務に携わっていくうちに不動産取引法に興味を持ち始めました。

折りしも、弁護士会では弁護士倫理規程を抜本的に改正することとなり、平成13年8月から日弁連・弁護士倫理委員会の委員として「弁護士職務基本規程」の制定作業に関与することとなりました。毎月数回、時には、2週間に3回といった東京と大阪の往復は苦痛でしたが、委員会では条項の検討を通じて、毎回、弁護士の職業倫理や専門家責任のあり方を議論



し、弁護士という職業を客観的に見直す得難い機会を得ました。そのようなこともあって、今回縁あって法科大学院で、法曹倫理と都市住宅法務等を教えることとなりました。

学生時代は昭和40年代半ば。大学紛争で荒れた校舎や立看板を日常風景として見て過ごした私にとって、今の立命館大学は殊のほか“明るく、すこぶる元気な大学”という印象を強く抱きました。衣笠キャンパスは自然に恵まれ、とりわけ金閣寺に近接する法科大学院の環境は静かで清涼な空気を満喫でき、窓外に広がる四季折々の景色を楽しみにしております。

院生がひたすら勉学に励み、議論している姿をみるにつけ、将来への期待と不安を抱きながら、法律書と格闘していた三十数年前の学生時代を思い出し、微力ながら、法律家を目指す若い方々のためにお役に立つよう頑張っていきたいと考えております。

(おかもと・まさはる 民事法)



Law
School
特集

新任紹介

新任のご挨拶

— よろしくお願ひ申し上げます —

黒野 功久 *KURONO Yoshihisa*

派遣裁判官教員の黒野功久と申します。本年4月から法科大学院でお世話になることになりました。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

私は、現在、毎週、月曜日と火曜日は、法科大学院において、吉川義春先生とともに「要件事実と事実認定」の授業を担当するほか、月2回の教授会に出席させていただいております。他方、水曜日から金曜日までは京都地方裁判所において執務し、主に民事執行事件等を担当しています。

私のこれまでの経歴を申し上げますと、大学という存在には卒業以来縁がなく、昭和63年に裁判官になり大阪地裁で執務を始めた後、千葉地家裁松戸支部、宮崎地家裁、大阪地裁、裁判書記官研修所（東京）、大阪高裁など各地で勤務し、主として民事事件を担当してきました。今年で裁判官生活17年目です。

法律の授業については、これまで裁判所内部の勉強会の講師や裁判所職員の研修機関である裁判所書記官研修所の教官として担当したことはありました。しかし、私にとって大学の教員、特に法科大学院の教員は全く未知の存在で、大きな不安と戸惑いの中で授業を始めました。当初、自分にできることは何かを考えましたが、体系的で高度な法律論を講じられるわけもなく、結局はこれまでの裁判官として執務を通じて得た実務経験に基づいて、院生の人たちの法律的な素養を生かし、これから学ぶ他の科目への導入役を果たすしかないと思い至りました。法科大学院の院生の皆さんは、早朝から深夜まで研究室で自学しあるいはグループで活発に議論して授業に臨ん



でおり、その熱気に私の不安や戸惑いはどこかに消え、とにかく自分で伝えられる限りのことを伝えたいという気持ちで授業を行って来ました。そして、これまで3か月余りの期間、毎週授業の準備に追われましたが、非常に充実した日々を過ごさせていただきました。事務局の方には細やかなご配慮をいただき、また、TA（ティーチングアシスタント）の方には授業中大いに助けてもらった上、授業後には楽しく色々議論してもらいました。さらに、教室その他の設備も充実しており、授業の円滑な進行に大きな助けとなりました。

前期セメスターも終わり、これから後期セメスターが始まりますが、気持ちも新たに、他の先生方と協力して、より良い授業、より良い教材を目指していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（くろの・よしひさ 民事法/裁判官）

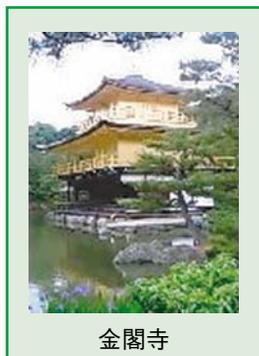


ロースクール1年生

小松 陽一郎 KOMATSU Yoichiro

院生「4月からロースクールが始まりました！先生はなんでここへ来られたんですか？」

教授「あなたも1年生やけど、私も教員1年生。よろしく。私は京都の文化、すなわち桓武天皇の奠都以来1200年以上の歴史を有する京都に憧れてなんです。すぐ近くに金閣寺や竜



金閣寺

安寺もあるし。もっとも、一部の親切な友人たちが花街の文化も教えてくれるという保証付きだったこともある。」

学生「うん？ところで、ソクラテスメソッドって、人前で恥をか

かされる教授法でしょ。死ぬほど脅かされる感じなんですけど…」

教授「君は優等生で過ごしてきたからそんな風に思うけど、現行司法試験受験生を指導してきた実務家からすれば、こんな短期間で卵を育てる責任があるんだから、恥は大にかいてやろうというくらいの積極性をもってもらわなくっちゃ。アメリカのロースクールでは、『1年目は死ぬほどに脅かされ、2年目は死ぬほどに勉強させられ、3年目は死ぬほどに退屈させられる』という立派な諺があるらしいよ。」

院生「うん？でも、予習や復習がめちゃくちゃ多いし、基本の勉強をする時間なんて全くないし、消化不良ですよ。先生のお考えはまさに『ごむりごもっとも』ですよ。」

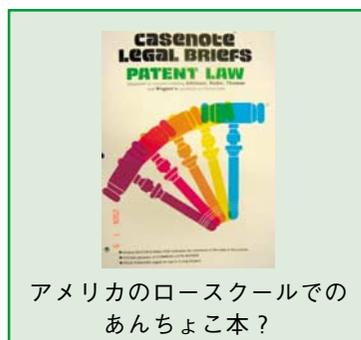
教授「すみませんねえ。しかし、それは君だけではないよ。他の院生も同じだし、他のロースクールの院生も同じ悩みを抱えているよ。破産者は20数年前は2000人程度だったのに昨

年は24万人、みんなで渡れば怖くない。だから、深刻にならないように。それに、大切なことは、いまは、法律的な思考能力（リーガルマインド）を少しでも早く身につけてもらうことなんだ。そうすれば、本を理解するスピードが全く違ってくる。たぶん、夏期休暇中はあまり宿題がないと思うから、その機会にまとめて基本書の勉強をして下さい。しかも、薄い本を勧めます。但し、あんちょこ本はダメ。民法では例えばダットサン、刑法では総論の共犯の手前までを繰り返えし読破することなんかを、昔から勧めてきましたよ。最初は途中で止まらずにどんどん読み進むこと。分からないところに印を付ける。2度目はその印が減る。3度目はますます減る。そしてそれを実行できた人はぐんと力がついています。これが『定説です』。それから、疲れたときには有名な法律家の本を読んでみるのもいい。例えば、山崎今朝弥の『地震・憲兵・火事・巡査』岩波文庫なんてほうふくぜつとうで超お勧め。『中島みゆき ほのぼのしちゃうのね』をインターネットで聞くのも良い。」

院生「先生を信じていいんですか？」

教授「信じる者は救われる。それに私はムチとアメを用意している。目標を達成したら、祇園に連れて行っただげるで。」

(こまつ・よういちろう 民事法)



アメリカのロースクールでのあんちょこ本？

Law
School
特集

新任紹介

商社マン時代の思い出をひとつふたつ

田中 恒好 TANAKA Tsuneyoshi

立命館大学法科大学院に本年4月に赴任以来、3ヶ月余りが過ぎ漸く学校生活にも慣れ、生活のリズムが出来てきた今日この頃です。アフガニスタン・イラク等の紛争関係のニュースに新聞やテレビで接していると、本学に赴任する前の総合商社で働いていた時に、フィリピン・インドネシア・ルーマニア・ユーゴスラビア等いろいろな紛争地帯で遭遇した経験が思い起こされますので、その中のいくつかを披露致します。

1980年頃、マルコス政権下の戒厳令が出ていたフィリピンでの経験です。当時共産ゲリラが跋扈していたために地元の弁護士も行くのを怖がったルソン島北部やセブ島に行き売掛債権保全のための担保設定を行ったことや、本職の警官(シェリフと言っていた)をつれて動産差し押さえを行い、当該警官と一緒に競売がなされるまで当該動産を現地で監視したことがありました。また、1986年11月に発生した三井物産の若王子支店長の誘拐事件では、誘拐された同時刻に誘拐地点のほんの近くにいたことを後で知りびっくりしたことを思い出します。

1992年夏には、民族主義の激化からスロベニア戦争・クロアチア戦争そしてボスニア・ヘルツェゴビナ戦争が相次いで勃発していたユーゴスラビアに行っています。当時、私はロンドンに駐在しており欧州・アフリカの法務問題を担当していたのですが、ボスニア・ヘルツェゴビナ戦争のために国連が1992年5月にユーゴスラビアに対し輸出入禁止、為替取引の禁止、資産凍結等の経済制裁を課したため、ユーゴスラビアにあるベオグラード店が事実上機能なくなってしまいました。そして当分の間経済制裁が解かれる可能性がなくなったと判断されたために、ベオグラード店を閉鎖することになり、その手続きのために出張したのです。店を閉じるにあたっては、店



我が家の守り神(ベオグラードで買った焼物)

に勤務している現地スタッフに関する労働問題、債権債務の処理、自動車や備品等の資産の売却や事務所賃貸契約の解除等の問題が発生しますが、通常一番大変なのは解雇条件の交渉であり、やはりこの時もかなり紛糾し、ほんの少し身の危険を感じました。しかし、経済制裁下にあったのですが、食料等は豊富にあり(もともと農産物の豊かな国であり、欧州の中でも体格は良く、サッカー、バスケット、格闘技に優秀な選手を輩出している)、国際社会の「横暴」「内政干渉」に単独でも立ち向かうといった気概を持っていた人が多いので驚きました。

ベオグラードへの旅は経済制裁のため旅客機は飛んでおらず、ハンガリーのブダペストから8時間あまりをかけて列車で行ったのですが、インターシティという国際列車であるにもかかわらず暑い盛りであるのにクーラーは入っておらず、食料・飲み水の販売もなく大変な思いをしたこと、またクレジットカードが使えない(経済制裁のため外国と決済が出来ない)ことが現地に入って分かりうろたえたことを思い出します。帰りは鉄道は懲りたので、ブダペストまでタクシーをチャーターしましたが、戦車や装甲車が行きかう中を走ったことが今でも強烈な印象として記憶に残っています。

(たなか・つねよし 企業法務)

西園寺記念館 23号研究室にて

藤田 正隆 *FUJITA Masataka*

4月1日付で法科大学院教授に着任しました。担当は刑事裁判実務です。

私は、大昔に立命館大学法学部法職課程で3年間お世話になったことがあります。当時の広小路学舎は、お世辞にも「恵まれた環境」といえる状況ではありませんでした。30年近くの時間が経過し、(西園寺記念館の3階に研究室まで準備いただく中で)立命館大学ロースクールの申し分のない設備と豊かな環境に、隔世の感がしてなりません。この恵まれた環境の中から一人でも多くの法曹が巣立っていくよう実務家教員として何をすればお役に立てるのか、日々あれこれ思いめぐらせています。

私は、法学部出身者ではなく系統立てて法学を勉強したことがなく、司法試験受験時代あるいは司法研修所時代も決して勤勉ではありませんでした。未だに刑事訴訟法が理解できているか心もとない限りです。ただ実務(弁護士)についてからは、初心でもあり好きでもあった刑事弁護一筋で通してきました。勉強としての刑事訴訟法はとも角、日々裁判所で刑事裁判手続がどう行なわれているかについては25年間の実務経験を通し精通していると自負しています。又、弁護士の目から見ても、刑事裁判官あるいは検察官がどのような発想と姿勢で夫々の役割を担っておられるかについてもある程度分っているつもりです。

私が、ロースクールで担当する科目は、2年次・3年次に配当されています。刑事訴訟法の基礎や理論をマスターした学生に、本の中の刑事裁判手続が現実の裁判所の中でどう展開されているかを出来るだけ正確に伝え、そこから生じる諸々の疑問や批判を学生と一緒に整理・整頓するプロセスの中から、理論に裏打ちされた「生きた刑事訴訟手続」を勉強していきたいと思っています。



私の事務所は、大阪の北浜(裁判所近く)にあり、研修所同期の弁護士を中心に弁護士7名事務員9名というスタッフです。法律事務所としては大所帯です。昼間は公判廷への出廷・事務所でのひっきりなしにかかる電話と来客の応対など、夜は専ら警察署での接見と、日々時間に追われる生活を余儀なくされています。こんな生活でいいのかの連続で25年間に過ぎました。

26年目のこの春から、週に2度程ですが、ほとんど来客も電話もない大学の研究室で何がしかの時間を持てる僥倖に正直子どものように喜んでます。

研究室では、金閣寺の森からの心地よい風にふかれポケッとする時間の方が多いのですが、それでも久しぶりに刑事訴訟法の教科書や判例百選などをひらき、新しい世界(学究生活?)を垣間見た思いになり、一人ほくそ笑んでいます。

(ふじた・まさたか 刑事法)

Law
School
特集

新任紹介

故郷に帰る

松井 芳郎 MATSUI Yoshiro

京都に生まれ、京都に育った。大学院を終えるまでは、もちろん折に触れての旅行を別にして、京都を離れたことがない。1968年に名古屋大学に赴任してからは、今度は名古屋を離れなかった。いったん職を得たからにはそこに骨を埋める、などという決意があったわけではないが、とにかく名古屋で35年余を過ごすことになった。だから、暮らした年月でいえば名古屋のほうが相当に長い。しかし、貴重な友人や同僚を得ることができた名古屋大学法学部には深い愛着を感じているが、名古屋の街にはついになじむことがなかった。

だから、故郷に帰ってほっとしている。京都の街も、もちろん変わった。繁華街にはしゃれたビルが建ち並び、近所では学生時代になじみだった店が多く姿を消した。市電がなくなりバスの系統も変わって、何度か乗り間違ったことがある。まだ再訪の機会を得ないが、学生時代にさまよった北山では、名物だった木馬道(きんまみち)がなくなり林道が四通八達したという。そこで、土地勘を取り戻すためにできるだけ歩くようにしているのだが、時間さえ許すなら京都の街を歩くことはいっこうに苦にならない。週に二度くらい、自宅から大学まで小一時間をかけて歩いている。やはり、故郷に帰ったのだと思う。

大学もそうだ。末川博先生から直接にお教をいただくことはなかったが、何度か個人的にお話を伺う機会があった。大学院時代には、専門は違うが本学ご出身の宮内裕先生にいろいろとお世話になり、本学の話も聞かせていただいた。幼年時代のことでさすがに直接話を聞いた記憶はないが、祖父もかつて本学に奉職していたという。そして何よりも、大学院時代や名古屋時代の親しい友人が、何人



も本学に勤務している。専門分野では、山手治之先生に大学院時代からご指導いただいたほか、いまはAPUにいる薬師寺公夫さん、法学部の徳川信治さん、国際関係学部の山形英郎さんとは学会や研究会などでしばしば一緒に仕事をしてきた。こうして、本学の「平和と民主主義」の校風は常に身近にあった。

だから大学についても、新しいところへ赴任した気分ではない。京都に帰って立命館大学に奉職することは、以前から決まっていたような気がする。もちろん、旧国立大学と私立大学とでは教育研究の条件も違えば運営の仕組みも異なる。学部と法科大学院の教育にしても、未経験の分野に取り組む側面が少なくない。しかし、大学としての本質、つまり自らの学問研究を基礎として学生に対してすぐれた教育を行い、またその他の形で社会に貢献すること、には変わりはないはずだ。故郷に帰ったりラックスした気分で、このような仕事にいつそう精進したい。皆さんのご指導とご援助を切にお願いする次第である。

(まつい・よしろう 国際法学)

我輩は弁護士である

森下 弘 MORISHITA Hiroshi



「我が輩は弁護士である」「まだ(教員)実績はない」

しかも、知識がない。しかし、教え方には自信がある。なぜなら、私の依頼者の中には、法学部出身者は殆どいないが、それらの人々に、法律知識を売るのが商売だからである。特に、私は、L/S*で刑事弁護論を教えることとなったが、被疑者らで法学部出身者に会ったことがない。そのような被疑者らから聞かれるのは「一体、私は(逮捕後に)どうなるのでしょうか」という1問だけだと言っても過言ではない。逮捕、勾留、保釈、判決(量刑)を講義で教えるとすれば、最低でも4~5時間は必要であろう。それを、弁護士は、時間がないこともあって、僅か10~15分で分かってもらわなければいけない。

そのうえ、弁護士は、イソップ物語の蝙蝠である。どの説が正しいかというよりは、どの説が自己の担当事件に有利かを常に考えている。しかも、裁判とは、説の対立・論争そのものであり、弁護士は、常に自説の長所を言い張り、他説の短所を突き、自説の短所は隠し、他説の長所は弾劾することを生業としている。このように、弁護士は、研究者とは異なり、複眼的視点に立って事件を見ているのである。

もとより、L/Sは、研究者養成の大学院とは異なり、どの説がより妥当な結論を導くのかを取得選択できる実務家を養成すべき所である。従って、自説に固執するのではなく、自説と反対説(あるいは折衷説)の一長一短を院生に理解してもらわなければならない。しかも、A説に立つ者もB説に立つ者もいて、それぞれの説が説得力をもつ限り、その者の理解を伸ばすのが教育である。そして、弁護士は、両説を同時に誉めることに何らの抵抗も感じない。

* L/S=ロースクール

自己紹介を簡単にしておく、私は播州赤穂出身(兵庫県相生市)で、得意技はあだ討ちで、よくやるのは「ヘタうち」である。高校(兵庫県立龍野)では、山岳部で、インターハイに出たこともある。神戸大学では民事訴訟法ゼミ(鈴木正裕教授)で、司法試験も民訴選択であった。恥ずかしながら、刑訴法の本を通読したことがない。実のところ、本を読むのが大嫌いである。もっとも、神戸大学の三井誠教授にはよく目をかけていただき、多くのことを教えていただいた。

従って、私の知識は、弁護士になってからの実践・実感で多くを得てきたものである。それ故に、理論的ではなく感覚的である。しかし、実務家にとって、目の前の被疑者らが納得しない理論は、無用の長物である。そのために、適する本をその都度探し回り、その積み重ねは通読分をはるかに超えている。また、座右の銘は「人を見て法を説け」である。

「院生を見て理を説け」、それをL/Sでの実践目標としたい。

(もりした・ひろし 刑事法)

Law
School
特集

新任紹介

夢

山口 孝司 YAMAGUCHI Koshi

アメリカのヘビー級ボクサージョージ・フォアマンは、「夢を持ち続けなければ必ずかなえられる」と言って、45歳で世界チャンピオンになりました。

私は、27歳で大阪の弁護士事務所のインソ弁となり、その事務所でパートナーとなり、ボス弁の病気によりパートナー契約を解消し、その後別の事務所にパートナーとして参加して、45歳を迎えました。45歳を迎えたとき、事務所はパートナー7名、アソシエイト8名の事務所になっていました。

その時に、このジョージ・フォアマンの言葉を雑誌で読んだのです。フォアマンはまた「歳をとることは恥ずかしいことではない」とも言っていました。

この言葉を読んで、私も、45歳と決して若くはないが、一度自分自身が好きなようにレイアウトした事務所で仕事をしてみたい、イントラネットを導入した事務所を作りたいという夢にかけようと、独立して現在の事務所を創設したのです。

今でこそ当たり前になっていますが、10年前に、法律事務所で完全なイントラネットを導入している事務所はまだ珍しく、喜び勇んでマッキントッシュ6台のクライアント・



サーバーシステムを導入したのがまだ昨日のように思われます。

事務所の名称は、大阪にあり、国際事件を扱う希望を有していたので、「大阪国際法律事務所」としようかと思いましたが、家族から、「国際法律事務所では、外国関係事件だけしか扱わないように見られるで。それでは事務所がまわらへんで。国内事件も取り扱わんとあかんのとちゃうの。」と言われ、これもまた夢の一環と「大阪国際総合法律事務所」と大きく構えてみた次第です。

現在は、私を含めて日本人弁護士が5名（うち一人は今年9月一杯まで米国法律事務所研修中、もう一人が今年6月から米国ロースクール留学中）、米国人弁護士（カリフォルニア州弁護士・日本弁護士資格なし）1名、事務局3名の合計9名の事務所になっています。秋にはもう一人新人アソシエイトが加入し、また学者の方が客員として入所されるかもしれないということで、10人を超えるかもしれない状況となっています。

何にしても、まさに夢を持ち続けることがいかに大事かを実感しています。

ロースクールの院生の皆さんも、それぞれの夢を持ち続けて、いつかそれが現実となるという信念で頑張ってほしいと思います。

（やまぐち・こうし 民事法/渉外法務）



事務所デスクにて

「期限」に追われる1年生教員と院生

山名 隆男 YAMANA Takao



何時も書面とか書類、原稿などの提出期限に追われていると、目先の日程にしか現実感がなくなってしまいます。先のことに関心がないというわけではないのですが、「未だ少し時間がある」とつい思ってしまうのです。弁護士をしていると裁判の期日はすぐにやって来ます。次回期日を決めるときはまだまだ先のようにおもってしまうのです。翌月とか翌々月のいずれかの日くらいに決まります。それだけあれば準備はなんとかできそうに思って安心してしていると、その日はすぐにやって来ます。こんな風に毎日裁判期日とか書面の提出期限に追われていると、年単位の先のことはもう「未来」とか「将来」の世界です。まったく現実感がありません。

法科大学院で授業を担当しないかという話を聞いたのは確か01年の秋ごろだったと記憶しています。話自体はもう少し前だったかもしれない。3年も先で、しかも未だどのようになるのか固まってもいなかったし、イメージも確とはできない状況で現実感を持つてというのは無理というものです。まだまだ遠い未来のことくらいにしか思わなかったはず。しかし、あらゆる期日、期限と同じように、すぐにその日はやってきました。開校式があって、授業が始まって、たちまち週毎にめぐってくる授業の準備に追いまわられるはめになりました。その一週間の早いこと。それでも、このレジュメができさえすればその次の週まで一息つける、と幻想でしかない「つかの間の余裕」を空しく追ってしまうのです。一週間はあまりに短いです。その間に別の授業の準備もしなければならぬし、レポートの添削もしなければならぬ、そのうえに弁護士業務の様々な期限が押し寄せてくるのです。かくして、ひたすら目の前の期限を乗り切ることだけに追われる毎日になってしまいます。懲りずに、「これが終わったら…」とつぶやき

ながらですが。それが私の現在です。

そんな始まり方をした法科大学院ですが、日々の予習と授業に追いまわられているのは院生も同じようです。前期も半ばを過ぎるころから授業中にあくびをする院生が目につくようになりました。予習や発表準備に追われて、日々の授業についていくのがたいへんのです。そうは言っても、文書作成の訓練も必要ですし、成果も見極めていかねばなりません。何度か課題を出してレポートを提出してもらいました。私の場合は、完全ペーパーレスが目標ですから、レポートもEメールの添付ファイルで提出してもらいます。提出期限はそのレポート課題について解説する授業開始時までとしています。出来た者順に提出してくれたら、順番に添削して返送できると期待してたのですが、実際には1、2通だけが少し早く提出されただけで、残りすべてが前日から当日の夜中ないし早朝でした。提出日の午前1時ごろでも10通も来ていない(2クラス46人)。なんだか心配になってきますが、2時になっても3分の1くらい。何通かの添削をしながら3時ごろにメーラーを開くと、来てる、来てる、続々と。ただ、それでも8割程度。そして授業開始時には全員が提出していました。そりゃ眠たいはず。私もですが。

こうして始まった法科大学院と授業です。

未来といえども定められた時はすぐにやってくるのがわかりました。院生に対して、試験が2年先、3年先だからと未来的にうけとめている場合ではないと説くことにします。その時は盗人のように来るであろうと警告します。気付いたときにはもうすぐ傍に達していると。彼らが絶えず課題を課され、期限を設定されているのは、盗人に時を奪われないためでもあり、警告でもあるのでしょうか。私も、課された期限をまもることはきっと進歩につながっていると信じて、期限との駆けっこを続けます。そして、いつか私が前に出て大きな差をつけたいものです。

(やまな・たかお 租税法/税法務演習等担当)



事務所の番犬（アイボ「宗介」）と

Law
School
特集

新任紹介

私の目標

—大阪型涉外実務モデルを作る—

山本 忠雄 YAMAMOTO Tadao

あらためて、新任（法科大学院）の御挨拶を申し上げます。昭和38年本学法学部の卒業生で、大阪弁護士会への登録は昭和43年4月（司法研修所20期）です。

私の事務所は、昭和46年5月、パートナーとして入所以来現在も塩見・山本法律事務所と名乗っていますが、塩見の名は、昭和14年に弁護士登録をした私の妻の父である故塩見利夫弁護士に由来します。入所前に私自身は、わが国の知財法分野の第一人者小野昌延先生のイソ弁として御指導を受けた後、アメリカのルイヴィル大学ロースクールにJDの学生として1年間留学（昭和44年9月～45年8月）しました。現在の法科大学院の学生と同様に授業のための予習に明け暮れた日をつかしく思い出します。その後、東京のローガン・バーナード・岡本法律事務所（当時の大事務所でした）で勤務した後、塩見弁護士（昭和61年5月、78才で他界）の緊急要請を受けて急遽帰阪しました。当時大阪には弁護士とし



て涉外事件を専門とされる方はほとんど無く、自学自習が必要でした。その為継続学習の必要性を痛感していましたところ、同志社大学の藤倉先生の御紹介でジェローム・A・コーエン教授（ハーバード大学）と出会い、その縁で昭和48年夏、昭和51年夏、昭和54年夏（昭和57年夏はカリフォルニア州のサンタクララ大学ロースクール）にはハーバード大学ロー

スクールの東アジア法研究所に滞在することが出来、担当した仕事や依頼者のビジネスに関連するビジネスロー分野、日米流通業比較や、知財ライセンス契約等を学びました。これらは実務上の指針として大変役に立ちました。また、昭和53年10月、アメリカ人弁護士を初代のアソシエイト(関西地区の第1号)として迎えることとなり爾来合計9名の外国人弁護士(内1名はイスラエルの弁護士)の諸君と共に実務を行なってきました。私の出発点は昭和46年の帰阪時、新しいタイプの渉外実務を切り開きたいとの願いでした。当時の東京の渉外事務所はアメリカのローファームをシステムごとそっくり日本に持ち込んだものでした。私の思いは、日本企業の利益擁護の視点から、国内事件と渉外事件とを同じ目線で処理し、依頼者ニーズに合致し、且つ、現場・結果を重視する大阪型の渉外法実務モデルを作りたいということでした。それが出来たのかどうかは判りませんが、今日迄その道に沿って自分なりに努力してきたつもりです。今日迄、アメリカ18州、29カ国の現場で仕事をしてきています。1987年のIBM事件の際は、シリコンバレーで、1990年のイラクのクウェート侵攻時はイスラエルで、2001年9月11日には、やはりアメリカに出張していま

した。今回の就任を契機に、数年来考えてきた私自身の事務所の継承の型も考え、近々新しいメンバーの参加を得て事務所名も変更する予定です。

国内、国外で仕事を通じ多くの知己を得てきましたが、特にアメリカの法曹界においては、昭和44年留学時代に知己を得たニューヨークの日系二世の村瀬二郎米国弁護士(かつて正に「日本株式会社」の米国における顧問弁護士のような役割を果たしてこられた方)からアメリカ社会、法曹界について多くの示唆や情報を受けてきました。又、初代のアメリカ人アソシエイト、ジム・ハートネット弁護士(カリフォルニア州)とは同君の帰国後も米国での多くの仕事を共同で処理する良きパートナーとして25年以上の経験を共有してきました。アメリカとは何か、私自身はやっとその一端を知っただけですが、わが国では今に至っても多くの誤解と表面的見解が横行しているように感じられてなりません。特にバブル崩壊後の日本の法曹の将来像構築のために、アメリカの法制度、経済制度等を実相のレベルで正確に理解し、分析することがより一層必要なだけに関心を払わずにいられません。

(やまもと・ただお 民法法務/渉外法務)

Law
School
特集

新任紹介

国際民事訴訟法？

渡邊 惺之 *WATANABE Satoshi*

「ご専門は？」「どの科目をご担当ですか？」初対面の実務の方から時になされる質問である。「国際民事訴訟法です」と答えると、不得要領という表現がまさにぴったりの反応を頂くことがあった。国際私法が適用されるような渉外事件に関わる手続法の側面を包括した分野といえるであろうが、自分では国際私法というより国際民事訴訟法が専門分野とこだわってきた。

国際民事訴訟法という名を冠した解説書が出版されて久しくなりましたが、さすがにこのようなことはほとんど無い。やはり実務の中に新しい法分野として定着するにはそれなりの時間を要したのであろう。法律の講義科目としては比較的新しいため、そんな講義を受けたことはないという世代もあった。むかしゼミ生が、就職試験の時に面接担当者がこの科目名を知らないことが多く、内容を一方的



に説明することになり、難しい質問で突っ込まれることがないから有利ですと喜んでいてことを思い出す。

国際民事訴訟法という名称に初めて出会ったのは、40年近い昔、修士課程在学中であった。池原季雄教授の論文であったが、当時、国際裁判管轄とはどういう問題と位置づけられるのかと混乱していた頭がスーと整理され、なるほどという納得を得られた印象が今でも残る。実際に国際民事訴訟法という名称が国際私法の一つの分野として表れたのはかなり古い。1897年にはWalkerの「国際民事訴訟法に関わる若干の争点」という単行書がウィーンで出版されている。たまたま古書目録で見つけ購入したがGrünhutへの献辞付きの本であった。一般にドイツでは国際民事訴訟法の問題は民事訴訟法系の学者が好んで取り上げる傾向があるが、英米では伝統的に抵触法の中で適用法の抵触と並べ管轄の抵触が論じられてきたためか、多くの問題が国際私法学者により論じられていることが多い。日本もこれまでは国際私法学者が取り上げる例が圧倒的に多いが、これからはどうであろうか。

ロー・スクールで自分が興味を持ち続けた専門分野を将来それを必要とする学生諸君に教える機会が与えられたことに何よりも感謝している。それだけでなく、優れた実務家の先生方や周辺科目の先生方と近しくさせて頂くことができ、これまでの考えを更にブラッ

シュアアップする機会まで与えられ、大変によるこんでいる。研究資料はまだ新設ということもあり十分ではないが、先ずはこれまでに考えたことを反芻し検討することから始めようと思っている。

先日、講師控室の書棚でなつかしい本を見つけた。末川先生の「彼の歩んだ道」である。40年も前の学生時代に同じく先生の「私の信条」と続けて読んだことを思い出した。不思議になぜか人生三分論の印象だけが強く残っている。人生の最初の25年は人の世話になり一人前にしてもらった期間、第2期の25年間は世の中のため、自分のために働いて暮らす25年間、その後の第3期は自分の好むところと適するところとに従って消費する期間とされている。現在の私は年齢では第3期に当たるが、実感としてはまだ第2期というところであろうか。先生にゆかりの立命館大学のロー・スクールで、国際民事訴訟を若い法学生と共に実践性という面から洗い直してみたいと願っている。

(わたなべ・さとし 国際私法/国際民事訴訟法)



法科大学院教室の窗外風景

ミュンスター-在外研究記

倉田 原志 *KURATA Motoyuki*

2003年4月から2004年9月末まで1年半にわたり、ドイツのミュンスター大学法学部公法・政治研究所でピエロート教授のもと在外研究の機会をいただいた。法学部の04改革、法科大学院の開設というたいへんな時期に在外研究の6か月間の延長も認めていただき、同僚のみなさんをはじめ学部・大学関係者に感謝申し上げます。

ミュンスターとミュンスター大学

滞在地であるミュンスター市はドイツの北西部の都市で、人口は約27万人と私の出身地の滋賀県大津市とほぼ同じだが、人口の半分は30歳以下と若い人が多い大学街である。三十年戦争を終結させたウェストファリア条約が締結されたところで、条約が締結された部屋が旧市庁舎の中に「平和の間」として残され、現在でも公開されている。また、自転車の

街としても有名で、全ドイツ自動車クラブ(ADAC)の2003年の評価ではドイツで最も自転車に配慮した街とされている。そのほか、フライブルクほど日本で有名ではないものの環境都市でもある。一方、ミュンスター大学は、学生数は約43,000人とドイツで大きい大学の一つで、法学部では約5,000人の学生が学んでいる。

私は、この在外研究で、研究テーマである「労働関係における基本権」に関し、これまで少し書いてきたものを補足・修正し、また新たな論文を書き加え、体系的にまとめるための作業をすることを中心的な課題とし、それと重なるところは多いが、基本権論を中心にドイツ憲法学全般の知識、ドイツ社会については労働世界に重点をおいて、また、ドイツの大学と大学教育の状況についても知識を得られればと考えた。それらがどれほど果たせてい



ミュンスター大学法学部のキャンパス



大学本部として利用されている城

るのかは、はなはだ心もとないが、以下では、そうしたなかでドイツの憲法学の現状の一端を垣間見ることができた二つの経験を書かせていただくことにする。

ドイツ国法学者大会傍聴

2003年度後期開始前の10月はじめに、ハンブルク大学で開催されたドイツ国法学者大会を傍聴することができた。周知のようにこれは日本の公法学会に相当するものであるが、国際法学者も会員のようなものである。1日目には「ヨーロッパ憲法」についての分科会と「行政」についての分科会が同時並行で開催され、2日目は憲法関係の「国法学とその対象の変化：ヨーロッパ化と国際化の結果」と「異なった国家・憲法理解に照らして自由と安全の保障」という2つのテーマでそれぞれ2人ずつ報告がなされた。3日目のテーマは、「行政法による危機管理」と「透明な行政—情報行政法の輪郭」であり、4日目はリュウベックへの日帰り旅行が設定されていた。私が議論を傍聴したのは、2日目であるが、第一のテーマについては、ヨーロッパ化・国際化のなかで、伝統的な国家のメルクマールが大きな影響を受け、国籍・主権・国家目標・民主主義といった概念の再検討が必要とされ、国際法なしの国法学は不完全なものであるという指摘、ま

た第二のテーマについては、テロからの保護がテーマ設定の背景にあることがうかがわれるが、自由は危険をもたらし、あるいはそれを高めるが、危機管理のためには、自由な法治国家は依然として重要であり、この自由な法治国家を前提に、立法と法の実施の正当化とコントロールのための新しいメカニズムによってそれを補足する必要があるという指摘が印象的であった。

連邦憲法裁判所の活動

ドイツの憲法学は、連邦憲法裁判所の発展とその判例の重要性が高まり、アメリカ法の伝統にもとづくような判例法学へと変わってきていることが指摘されているが、実際、この在外研究期間中にも、連邦憲法裁判所が活発に活動していることがうかがわれた。たとえば、公立学校でイスラム教のスカーフ着用によって採用されなかった女性教師の訴えに関しては、州法で着用禁止が定められることが必要であり、法律がないもとは着用禁止は違憲であると述べる、いわゆるスカーフ判決（2003年9月24日）が出されたり、2004年3月には、盗聴法の一部違憲判決、投機税違憲判決、闘犬の飼育・輸入禁止法の一部違憲判決と違憲判決がたてつづけに出されたりした。また、販売業の開店時間を定め、駅の売店など

は例外として日曜・祝日は完全に営業を禁止する閉店時間法の合憲性も連邦憲法裁判所に判断が求められ、2004年6月9日には合憲判決が出されたものの、裁判官のうち賛成4人・反対4人と意見がわかれた判決であり、新たな規定が必要な場合には、州が規定権限をもつとするものであった。連邦憲法裁判所は、立法者への配慮はしつつも、提起されたさまざまな問題に積極的に判断を示し、立法者も法改正によってその判決にすばやく対応するという状況がみられた。また、ミュンスターの近くにお住まいで、2002年秋に立命館大学で客員教授をされたフォン・トゥビッケル氏(連邦財政裁判所裁判官)のご好意で6月末にはいっしょに口頭弁論を傍聴させていただき、連邦憲法裁判所のメリングホフ裁判官との面会も設定していただいた。法廷はガラス張りのため聞いていたより明るく、傍聴人に参考資料が配られ、ユーモアもまじえて進行されていたのが印象的であった。メリングホフ裁

判官からは訴訟の進行手続きや審議での意見の多様性などをうかがうことができ有意義だった。

むすびにかえて

この在外研究中には、この他にも、法学教育改革が実施されたり、エリート大学の創設の案など大学改革をめぐる議論も進行した。税金・社会保障・労働市場の改革の議論もさかんで、実際にもそのための多くの法律が制定された。EUが拡大し、そのもとでEU憲法についても論議が続けられている。総じて、社会国家ドイツは、ドイツ統一の負担から抜けきれないままで、国際化とヨーロッパ化にどのように対応するかが鋭く問われて続けている時期であるように思えた。このことは当然これからも続くであろうが、今後ともそれを注視しつつ、今回の在外研究での経験を今後の研究と教育に反映させるべく努力したいと思う。

(くらた・もとゆき 憲法)



「平和の間」がある旧市庁舎

My Book

自著紹介

『シティズンシップの政治学
——国民・国家主義批判』（白澤社、2003年）を書き終えて
——国民国家批判は、どこまで成功しているのか？——

岡野 八代 OKANO Yayo

拙著は、冷戦以後の国際社会情勢の急激な変化に相応し、たとえば「21世紀日本の構想」懇談会（1999年小渕内閣期に発足。座長・河合隼雄）で焦点化された個人と国家の関係性を模索する動きに対して、筆者なりの考えを提起したいという思いのなかで執筆された。

同懇談会で提出された報告書「日本のフロンティアは日本の中にある——自立と協治で築く新世紀」の主張とは、端的にいえば次のようにまとめることができよう。「新しい時代状況の変化に、日本における旧態依然の社会構造は機能不全を起こしている。したがって、これまでの日本には存在してこなかった自由で、自立し、責任感のあるしっかりした「個」を確立し、そうした個人間の——「結果の平等」を求めるのではなく——業績や将来性を評価する「公正な格差」を認め合うような「公」を創出しよう」と（拙著、11頁）。昨今の憲法改定論議や教育基本法改定の動きにも色濃く反映されている報告書の特徴は、あるべき国家・国の志をまず想定し、そうしたあるべき国家や国の志を担える個人を創出しようとする意志に貫かれている点に見いだすこと



筆者近影



『シティズンシップの政治学』
岡野八代 著
白澤社 2003年12月発行
定価 1995円（税込み）

ができる。

拙著の第一目標は、現代の日本社会を牽引する——あるいは、牽引していこうとする——現在の国家主義・ナショナリズムの台頭に抗して、特定の社会や国家に生きざるを得ない一人ひとりの個人の傷つき易さや、アイデンティティの問題、他者とのつながりの重要性、そして特定の社会や国家における多数者に対する少数者の抵抗の必然性に配慮しつつ、〈わたしたち〉に平等な自由を約束しうる制度・ルールとはいかなるものであるべきかを、現代北米のリベラルな政治理論家たちの議論を出発点にしながら検討していくことにあった。

現代リベラリズムの議論は、本書における批判の対象の一つである。しかし、本書がリベラリズムを批判する理由は、リベラリズムをリベラルたらしめているつぎのような主張を、よりよく現代の社会の中で実現するためである。つまり、法・権利のシステムを構築する際の最低限のルールとして——歴史的に法・権利システムの構築時には正統化され得ない暴力が発動されている（ex. ベンヤミン）



6/25政治学研究会にて

ことは決して失念されてはならないが——、個人の道徳的能力・尊厳・自由を尊重することは、同じ社会に属する各構成員すべてに課せられた規範であり、国家の存在が正当化されるのは、この規範を実質的なものとする限りにおける、と。そして、そのような最低限のルールを生きる諸個人を、本書では、文化的・歴史的一体感を帯びていることを期待されがちな国民（ネイション）と区別して、「市民（シティズン）」として定義し、あるべき市民像を模索する多様な現代政治理論（シヴィック・リパブリカニズム、多文化主義、フェミニズム）に検討を加えた。

拙著は、法学部の諸先生方の厚意と協力を得て在外研究をさせていただいていたニューヨークにおいて執筆されている。9.11同時多発テロ事件以降の合衆国での研究は、実のところ本書の執筆動機や構成そのものに対して筆者自身に反省と躊躇をつねに強いることにもなった。今回、拙著紹介の機会を得て、その反省点とこれからの課題をまじえながら、あらためて本書に込めた思いを述べさせていたきたい。

第一に、すでに述べたように、本書の批判の対象は国民・国家主義である。それは、戦争と暴力の時代であった20世紀における最大の暴力装置は、言うまでもなく国家であったことが念頭におかれていた。本書は、それを超えるエージェンシーとしての「シティズン」につ

いて論じたが、「国家の」構成員のあるべき姿を本書が想定している限り、安全保障の名の下に、臆面もなく移民・外国人に対する市民的権利および人権侵害を繰り返す、国家という近代的権力装置の暴力性について、十分に論じ得ているとは言えないかもしれない。しかし他方、「戦前」とは、自国民——移民、外国人滞在者については言うまでもない——の市民的権利をまず侵食することで戦時体制を築いていく時期であることをニューヨーク滞在中に実感させられたことから振り返ると、本書の発している、国家暴力の発動を抑止する力は市民たちの政治的能力にかかっているのだ、というメッセージは、少なくとも国家暴力批判の出発点であるに違いない。

第二に、拙著の最終章である第四章はフェミニズム理論であり、しかも新たなシティズンシップの構想に向かおうとするものだ。最終章に位置づけはしたが、本章は、本書全体で現代政治理論の様々な議論を批判していく上での核心として構想されている。この点が、これまで国家やシティズンシップに関して積み重ねられてきた幾多の議論の上に本書が行い得た貢献の一つであると信じている。次作執筆の機会には、今度はこの第四章での結論を基底にして、21世紀にもたらされるべきシティズンシップ像を大胆に描き切りたい。

最後に、上記二点とも関連する今後の最大の課題を記して終わりにしたい。拙著は、筆者

がこれまで学んできた現代政治思想史・理論の中で、現在もっとも強く関心を持っているフェミニズム理論へと至る、自分自身の思考過程を記したのものである。その過程を克明にすることで、フェミニズム理論の持つ政治的可能性がより鮮明になると考えたからであった。国家暴力、国家装置によって、政治的生命、政治的声を奪われてきた経験をもっともよく綴ってきたのもフェミニズムであり、遅れてきた「市民」として近代リベラリズムの排他性をいかに克服しうるかについて、長い模索を続けてきたのもフェミニズムである。こうしたことを考えるなら、拙著は、政治理論書を書こうとするあまり、フェミニズムが発してきた政治そのものに対する疑いについて、掘り下げることをしなかったのではないかと自省を迫られる。国民・国家主義批判と銘打つことで、政治という人間の営みにつねに孕まれてきた暴力性については目を閉ざし、

政治とは異なるひとびとの結びつきについて、なんらかの可能性を追求してみようとさえしていないと批判もできよう。拙著は、現在においてなお、西洋政治学の発祥の地とされる古代ギリシャのアテネに、政治のアルケー（端緒・原理）を読み取ろうとしてしまったのだろうか。アテネほど、戦争と暴力に明け暮れ、外国人と女性を排除した政治体はなかった、とって過言ではないというのに。

しかしおそらくこれは、拙著一冊に解を求めるにはあまりに宏遠な課題だろう。筆者がフェミニズム理論から学んだことの一つは、〈一つの到達点は、新しい限界に直面する未来への入り口である〉、ということだ。拙著が、この課題に向かう今後の筆者と、そして筆者と思いを同じくする研究者たちとに、新たな入り口を照らしだすものになることを願っている。

（おかの・やよ 政治思想史）

6/25研究会での様子



なるほど・・・



日本の
フロンティア
は・・・



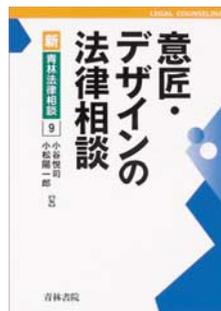
その件については・・・



☆新刊図書コーナー☆



『21世紀のジェンダー論』改訂版
二宮周平＝池内靖子＝姫岡とし子 著
晃洋書房 2004年7月発行
定価2520円（税込）



『意匠・デザインの法律相談
新・青林法律相談』
小松陽一郎＝小谷悦司 編集
青林書院 2004年6月発行
定価5460円（税込）



学内風景

『一問一答 破産法大改革の実務
—大改革を実務的視点から詳細解説』
小松 陽一郎＝安井 健＝四宮章夫＝
中井康之 著
経済法令研究会 2004年6月発行
定価4410円（税込）



存心館の時計

Presentation

学会報告

先達二人 —比較法学会で学んだこと—

本山 敦 *MOTOYAMA Atsushi*

◎はじめに

6月5・6日(土・日)、金沢大学法学部において、比較法学会が開催された。筆者は、聴衆として、また全体シンポジウムの報告者として、同学会に参加した。以下、簡単な報告を草する次第である。

◎第1日

午前中、各分会(英米法・大陸法・社会主義法)に分かれて、若手研究者の個別報告。

昼食後、部会毎のミニ・シンポジウム。

筆者は、大陸法部会「フランス民法典の200年」に参加した。フランス民法は、今年、制定200周年を迎えた。フランスでは、民法200年を記念する出版等が盛んである。そこで、比較法学会は日仏法学会と共催で、このようなミニ・シンポを企画した。報告者は、北村一郎教授(東大)・水野紀子教授(東北大)・横山美夏教授(京大)・森田宏樹教授(東大)という錚々たる顔ぶれであった。そのせいもあり、地



方開催の学会としては珍しく、約200人もの聴衆を集めた。報告も大変充実した内容であった。

夜、学会懇親会。

席上、筆者は、山口俊夫先生(東大名誉教授)とほんの少しだがお話しする機会を得た。山口先生は、フランス法を学ぶ者にとって、「伝説的人物」である。先生は、本年3月に『概説フランス法 下』(東京大学出版会)を上梓された。同書上巻の刊行は実に26年前の1978年であった。上下巻完結のお祝いを申し上げたところ、「上巻を改訂しなくっちゃね」と歯切れのいい江戸弁でおっしゃった。山口先生は76歳である。学問に対する情熱に、ただただ頭が下がるのだった。

◎第2日

全体シンポジウム「生命倫理と法」。

生命倫理に関する問題は、脳死・臓器移植、生殖補助医療、ヒト胚研究、安楽死・尊厳死など多岐にわたる。全体シンポでは、以前にも脳死や生殖補助医療を取り上げたが、今回は、個別的論点ではなく、生命倫理問題に対する法的(あるいは非法的)対応について国毎に検討した。筆者の報告内容の骨子は、①フランスで

**比較法学会
第67回総会**

月日
2004年 6月5日(土)・6日(日)

会場
金沢大学 角間キャンパス 文・法・経棟

共催
金沢大学

学会会場前の看板



「フランス民法典の200年」左から、水野教授・北村教授・横山教授・森田教授

は何が生命倫理問題か、②生命倫理に関する同国の法はどのようなものか、③現在進行中の安楽死に関する立法作業、④1994年制定の「生命倫理法」の改正作業を紹介し、⑤生命倫理問題に対するフランス法の特徴について私見を開陳した。詳細は来年5月頃刊行の『比較法研究』66号をご覧ください。

ところで、筆者は、報告者だから遅刻できない。そこで、シンポ開始時刻の約1時間前に会場に到着した。すると、唄孝一先生（都立大名誉教授）が既に最前列に着席しておられた。しばらくして、先生は筆者の前まで来られ、何もおっしゃらずに抜き差し1部を差し出された。「医事法学への轉進一志したこと、求めたもの一」（『法と精神医療』18号、2004年3月）であった。先生に顔と名前を憶えていただいて、実に嬉しい。筆者は、学会・研究会等で、年に数回、先生をお見かけする。先生は、いつも最前列に席を取り、必ずといってよいほど

質疑応答に参加される。先生は80歳である。先の御論考の中で、先生は、「…あと幾ばくの年月を許されるかわかりませんが、小さな努力をかさねていきたい…」と述べられている（24頁）。医事法学の紛れもない「大家」である唄先生の、このお言葉はどうだろうか。わが身を省みて、謙虚であらねばと、思い至ったのだった。

◎むすびにかえて

報告の準備で、また報告で学んだことは、実に多かった。しかし、山口先生、唄先生から、それ以上に「何か」を教えられた学会だった。この誌面を借りて、両先生のご壮健を祈念したい。併せて、末尾となってしまったが、開催校・金沢大学に深謝申し上げたい。

なお、写真は、梅澤彩さん（阪大院）に撮影していただいた。御礼申し上げます。

（もとやま・あつし 民法）



発表中の筆者

司会・野村豊弘教授（学習院大）

学会報告

Presentation

戦後初期の沖縄刑事司法における違法収集証拠
排除法則を定める規定久岡 康成 *HISAOKA Yasunari*

1 2000年1月から2004年3月までの間、学校法人立命館の常務理事(教学担当)の職務についていた。立命館大学法科大学院、立命館大学大学院言語教育研究科等の大学院展開、2003年度の全学協議会の論議に関わることができた。この間、講義担当については軽減を得て、学内外での仕事に専念させてもらった。忙しい日も多かったが、時には仕事で訪ねた場で自分にとっては新たな経験、ヒントを得ることもあり、ありがたく思った。

以下は、父母教育後援会により2002年7月に沖縄那覇市で開かれた立命館大学父母教育懇談会に出席した機会に、吉田嗣延編集『沖縄司法制度の研究』(南方同胞援護会、1961年3月)、月刊沖縄社編『アメリカの沖縄統治関係法規総覧Ⅰ・Ⅱ』(池宮商会、1983年)、琉球政府立法院事務局法制部立法考査課監修『1969年版琉球法令集(布告・布令編)』(大同印刷工業株式会社、1969年)等を沖縄県立図書館で読んで教えられた、戦後初期の沖縄刑事司法における違法収集証拠排除法則を定める規定について、少し整理したものである。なおこの『沖縄司法制度の研究』の書は、南方同胞援護会の「序」が附されている他は、日本弁護士連合会編集・発行の同名の書と内容を一にしている。

2 戦後日本復帰前の米国の沖縄統治は、対日平和条約の発効(1952・4・28)の前後により、それぞれ戦時国際法と対日平和条約第3条を根拠とする第一期と第二期に分けられる(宮里政玄・鳥袋鉄男「米国の沖縄統治基本法の系譜」『宮里政玄編・戦後沖縄の政治と法』東大出版会1975年、273頁)。そして第二期においては米国大統領の「琉球列島の管理に関する行政命令」(10713号、1957年6月5日付け)が沖縄での法令の頂点をなすものとなっていた。他方、刑事司法を含めて復帰前



の沖縄の司法制度は、一貫して、第二期の名称でいえば琉球列島米国民政府の運営する「民政府裁判所」と琉球政府が運営する「琉球民裁判所」の2系統からなる、裁判所の二元制(吉川大二郎「沖縄における司法制度概観」前掲『沖縄司法制度の研究』5頁)のもとにあった。そして後者の「琉球民裁判所」は、復帰前の米国の沖縄統治の進展の中で、次第に充実強化を実現してきたのであるが、裁判権その他においてなお前者への従属という枠内にとどまっていた(参照、佐久川政一「沖縄の司法制度」法律時報42巻5号51頁、1970年)。

「民政府裁判所」の系統においては、まず1945年の米国海軍軍政府布告第2号において戦時刑法が、同第3号により特定軍事法廷が設置されたのち(儀武息茂「沖縄の司法制度とその周辺」自由と正義1972年4月号37頁)、1949年6月28日に琉球諸島特別布告第32号によりそれらが廃止され、あらたに「(琉球諸島軍政府)刑法並びに刑事手続法典」(琉球諸島軍政府布令第1号)が公布された。その後、対日平和条約の発効(1952・4・28)にいたり、「(琉球諸島軍政府)刑法並びに刑事手続法典」及び軍政府裁判所は廃止されたが、1955

年3月16日付けの米国民政府布令第144号によって、それを受け継ぐ「刑法並びに刑事手続法典」が公布され、米国民政府裁判所が設けられた。なお、1959年の高等弁務官布令第23号は、米国民政府布令第144条「刑法並びに刑事手続法典」を廃止し「琉球列島の刑法並びに刑事手続法典」を制定しようとしたが、その施行期日は延期され、主席行政官が公表する期日（1959年高等弁務官布令第23号）とされたままであった。米国民政府裁判所は、米国民政府上訴審裁判所（琉球列島米国民政府布告第6号、1958・5・20）、米国民政府刑事裁判所（琉球列島米国民政府布告第8号、1958・7・21）、米国民政府民事裁判所（琉球列島米国民政府布告第9号、1958・7・21）からなっていた。米国民政府刑事裁判所の中には、高等裁判所及び下級裁判所があり、刑事の陪審が行われたのはその高等裁判所である。

「琉球民裁判所」の系統においては、まず1946年2月25日の米国海軍軍政府布告第5号において簡易裁判所が設置されたのち、1946年9月26日の米国海軍軍政府特別布告12号により区裁判所、地方裁判所、終審裁判所の各種裁判所が設置され、さらに加えて1947年7月18日の米国海軍軍政府特別布告19号によって治安裁判所が設置された（儀武・前掲論文38頁）。これらの裁判所は、1947年10月7日の米国海軍軍政府特別布告20号によって、治安裁判所、巡回裁判所、沖繩上級裁判所、沖繩控訴裁判所に整理され、さらに1950年7月13日の琉球列島米国民政府本部特別布告第38号によって、琉球列島、宮古、八重山、奄美大島の各群島別の布告によっていた民裁判所制度が統一され（儀武・前掲論文41頁）、各群島別の治安裁判所と巡回裁判所の上に、那覇市に琉球上訴裁判所が設けられ、琉球民裁判所制が確立した。そうして、対日平和条約の発効（1952・4・28）を控え、これら裁判所は1952年1月2日の琉球列島米国民政府布告第12号「琉球民裁判所制」によって、当時の臨時中央政府及びその後継者たる琉球政府の司法府たるべき、琉球列島、宮古、八重山、奄美大島の各群島をすべる琉球諸島の琉球民裁判所と位置づけられた。1952年2月29日には、琉球列島米国民政府布告第13号「琉球政府の設

立」によって、琉球政府の成立を見ている。琉球政府の成立後、裁判所制度にかかわっては、琉球立法院により1957年1月2日からは新しく日本の刑事訴訟法にならった沖繩の刑事訴訟法（1955年立法第85号）が実施され、さらに1967年11月27日には簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所からなる2審制の沖繩の裁判所法（立法第125号）が成立し、1968年1月1日に施行された。この裁判所法の実施に関わり、「琉球民裁判所制」は高等弁務官布令第56号改正10号（1967・12・19）により廃止された（前掲・月刊沖繩社編『アメリカの沖繩統治関係法規総覧 I 36頁の目次記載による）。なお本稿を「戦後初期の沖繩刑事司法における」と題したのは、沖繩の裁判所法施行以前の「琉球民裁判所制」を中心としたものであるからである。

以上のような裁判所の二元制は、最終的には「民政府裁判所」の優位に終わるものであったが、そこでの裁判は、それぞれに独自性もちつつ英米法系の裁判としての共通性・関連性を示していた。日本復帰の際の沖繩協定5条および沖繩復帰特別措置法によるこれら2系統の裁判について、その裁判の効力すべてを承継することについては厳しい議論があったが（例えば松岡正章・田中揮和・小田中聡樹「裁判の効力」法律時報臨時増刊1971年10月号『沖繩協定』102頁）、他面では、裁判の制度としては、日本の国土において日本国民に行われ、民政府の布告等により廃止されたものを除いて日本の民事及び刑事訴訟法が効力を保持するとされた（琉球民裁判所制第5条1項）裁判制度として、日本の司法制度に引き継がれるべきものとも思われる。例えば、2004年6月の刑訴法の一部改正により採用された刑事裁判における裁判員制度の議論において注目された、沖繩における陪審裁判の経験は、民政府裁判所の系統におけるものであった。陪審裁判は琉球民裁判所の系統では行われていなかったが、琉球民も民政府裁判所の陪審員にはなるという制度だったのである（日本弁護士連合会『沖繩の陪審裁判』高千穂書房1992年など参照）。また、「琉球民裁判所」の裁判の効力の承継は、積極的に受け止められるべきものとも論じられている（参照、垣花

豊順「裁判の効力の承継等の問題点」法律時報44巻6号29頁)。

3 それでは、陪審裁判以外で英米法系の特色とされる諸制度で、復帰前の沖縄の司法制度に現れていたものは他にないのであろうか。

ここでは、最初に興味を持った違法収集証拠排除法則を定める規定について、少しみてみたい。違法収集証拠排除法則を定める規定は、まず「民政府裁判所」の系統において、前示の1949年の「(琉球諸島軍政府)刑法並びに刑事手続法典」の第1部軍裁判所第3章訴訟手続法において、「被告人に対して如何なる証拠でも違法な家宅捜索によって得られたものは軍政府裁判所においては容受されない。若し誤って容受された時は記録から正式に抹消され且つ何ら証拠力のないものとして考慮される。」(1.3.7.2)と定められている。ついで、前示の1955年の米国民政府布令第144号「刑法並びに刑事手続法典」も、「不法な家宅捜査によって得られた被告人に不利な証拠品は民政府裁判所においては容受されないものとする。若し誤って容受された場合には、記録から正式に抹消され、何ら証拠力のないものとして考慮される。」(1.3.7.2)と、同様に定めている。

他方、この時期に国際連合国民を除くすべての者に対し刑事の裁判権を有した琉球民裁判所においても、前示の1952年の「琉球民裁判所制」は、第5条(手続法)2項D号に、「脅迫、畏怖、暴行、長期拘禁に依って、又は拘留状に関する規定に反して得られた又は如何なる方法に於ても違法に得られた証拠は受理されてはならず又事実の認定をなす為裁判所によって考慮されてはならない。」と、違法収集証拠排除法則を定める規定を定めていた。

これらの条項のうち、琉球民裁判所制第5条(手続法)2項D号について見てみると、この条項の定める「脅迫、畏怖、暴行、長期拘禁に依って、又は拘留状に関する規定に反して得られた又は如何なる方法に於ても違法に得られた証拠」は、前示の「(琉球諸島軍政府)刑法並びに刑事手続法典」、米国民政府布令第

144号「刑法並びに刑事手続法典」の各規定に照らすとき、供述証拠のみならず「証拠品」(物証)をも含むものであったと解される。なお、この「琉球民裁判所制」第5条(手続法)2項は、末文で「All rules, laws, and actual practice in the courts shall adhere to the following principles:」(すべての規則、法律、及び裁判所における訴訟実務は以下の原理を遵守しなければならない)と定め、その後A乃至F号の原理を列挙している。この列挙された原理が実効的なものであったことは、田中政義「琉球の刑事裁判制度とその動向」(吉田嗣延編集・前掲書56頁)に示されている、琉球上訴裁判所で同2項G号の一事不再理禁止が二重の危険禁止の規定と解されて、検察官上訴が棄却された例からも明かである。なお、田中政義・同論文は、「琉球民裁判所制」第5条(手続法)2項F号につき、「違法に得られた証拠の不受理と事実認定の資料に考慮されてはならないことを明らかにしているのは、極めて、合理的である。」と評している(吉田嗣延編集・前掲書55頁)。ウィークス事件判決・Weeks v. United States, 232 U.S. 383, (1914)で確立していた、アメリカ合衆国連邦法領域における違法収集証拠排除法則が、米国連邦訴訟手続等をへて、沖縄の軍政府裁判所及び民政府裁判所の刑法並びに刑事手続法典並びに琉球民裁判所制に、影響を与えたものと見ることができであろう。(なお、以上の「(琉球諸島軍政府)刑法並びに刑事手続法典」、米国民政府布令第144号「刑法並びに刑事手続法典」、「琉球民裁判所制」の各条文は、月刊沖縄社『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』・全8巻別巻1巻1983年によっている。)

なお、戦後初期の沖縄刑事司法における諸規定については、他にも人身保護令状(琉球民裁判所制第2条治安裁判所6項)、二重の危険禁止法理(琉球民裁判所制第5条手続法2項G項、琉球諸島軍政府刑法並びに刑事手続法典第3章訴訟手続法1.3.7.4、米国民政府布令第144号刑法並びに刑事手続法典第3章訴訟手続法1.3.7.4)に関わる規定など興味あるものがある。

4 ところで、沖縄県立図書館の書棚で、前示の『沖縄司法制度の研究』（南方同胞援護会）に気がついたのは、はしがき及び前掲論文「沖縄における司法制度概観」の著者が吉川大二郎先生であった故である。吉川先生は、民事訴訟法学の碩学泰斗であり弁護士として日本弁護士連合会会長（1959年）も務められたが、戦前戦後において立命館大学法学部教授であ

り（立命館法学39・40合併号は吉川教授還暦記念号である）、私自身も学部講義ではあるが民訴法を教わった。この書は1960年度の日弁連沖縄司法制度調査特別委員会委員長としての委員活動、現地調査の結果とのことである。吉川先生の活動の幅広さが改めて示されている。

（ひさおか・やすなり 刑事法学）

Guest
Professor

客員教授

A spring of hope for Japanese lawyers

Marcel Storme

It was for me a great honour and a very interesting adventure to be appointed as visiting professor at the law faculty of the Ritsumeikan University in Kyoto. The Ritsumeikan University is as private university well-known in Japan and abroad and it has a very good reputation. It was my opportunity to visit this university and to teach there International Procedural Law and European Procedural Law. The main problem of lecturing in Japan is of course the language problem. We as visiting professors don't know the Japanese language and our colleagues and students have very big difficulties to understand, to speak or to write a foreign language. The lingua franca is an unknown common language in Japan. This could be of course the German language since in procedural law the German code has been the basic code during one century. I will try to tell some impressions of my stay at the Ritsumeikan University and of my life in the beautiful imperial city of Kyoto.

1 The students of mine were extremely friendly and very polite in the way we don't

know anymore in the west. They put forward some very interesting and intelligent questions and we could have good discussions thanks to the excellent cooperation of Mrs. Miyako Ikuta who translated into Japanese our English and their Japanese into English in order to make this discussion and debates possible.

2 In the field of the law Japan could play an extremely important role, especially in the field of Civil Procedural Law. There is indeed in their legislation the influence of Europe (German ZPO) of the United States of America (after World War II) and also the influence of the original Japanese legal culture and of the Asian legal culture coming from China and Korea. This blend could be subject of an interesting scientific study.

3 Being in residence in Kyoto gave us many opportunities to follow the daily life in the country, in the city and in the university. I had the honour and the privilege to appear

in the council meetings of the law faculty and of the law school.

- 4 My experience of lecturing in Japan (in Chuo in 2000 and in Kyoto in 2004) leads me to the conclusion that a regular course with a permanent group of students the best method is of a lecturing comparative law.
- 5 I had also different meetings with foreign colleagues coming from Germany, from the United States of America and also with many Japanese colleagues who are excellent scholars in the field of Civil Procedural Law. As for instance Prof. Taniguchi from Kyoto University and now working and living in Tokyo and from Prof. Ishikawa from Keio University. It is very important to exchange vivid experiences between colleagues working in the same legal field.
- 6 At the Ritsumeikan University there is also a World Peace Memorial where different important documents of the prewar, the war and the postwar where exhibited. It is not only a good meeting place to learn the
- 7 history of the country but also an excellent exhibition to remind people what happened during these awful years.
- 7 It is clear that the big country of Japan needs a lot of good lawyers. The practising lawyers are in a very limited number and there is a tendency towards a multiplication of Law Schools in Japan in order to educate many many lawyers for the future. I had the opportunity to participate at the opening session of the new Law School in Kyoto at Ritsumeikan University. It was an utmost interesting experience to be there at the very start of this new Law School.
- 8 In the multicultural world, which became ours is Japan probably one of the only remaining nation-States. It is very probable that this will not continue in the near future and that the globalization will also influence the life of the Japanese Community.
- Marcel Storme, President of International Association for Procedure Law, Professor Emeritus of Ghent University*
- 21 may 2004



総長主催歓迎夕食会

左奥から、原国際教育研究推進機構長、吉村法学部長、長田総長、出口国際教育研究推進機構副機構長、右奥から、Prof. Westfall (Harvard), Prof. Storme & Mrs. Storme (Ghent), Prof. Gottwald (Regensburg)

Guest
Professor

客員教授

As Visiting Professor at
Ritsumeikan University

Peter Gottwald

I was very honored to be invited as a visiting professor by the Law Faculty of Ritsumeikan University and it was a great pleasure to me to stay in Kyoto in April and May of this year. As I already had an opportunity to come to Ritsumeikan University as a price holder of the Japan Society for the Promotion of Science back in 1999, this visit was not a first meeting, but a happy re-acquaintance with many friends in their Japanese native country, and in particular with Professor Masahisa Deguchi, Professor Hajime Sakai, Professor Satoshi Watanabe and their families.

I could observe with great pleasure that all my legal colleagues were highly engaged in promoting the new Law School-system, not only at Ritsumeikan University but also at all other respective universities. I hope and wish that the efforts of my Japanese colleagues would be honored by great success in the years to come. The chance to participate in the official ceremony for the opening of the Law School of Ritsumeikan University, and a visit of the new remarkable and well-equipped building of the Law School were wonderful experiences for me.

My lectures on Comparative Civil Procedure and European Civil Procedure (which will be published soon in Ritsumeikan Law Review) were altogether scheduled full-time on Saturday and Sunday. I was therefore very surprised and impressed by how many students and interested colleagues attended my lectures and listened to my ex-

planations of rather difficult questions of transnational litigation. It is evident that students in Germany or in other European states would come for an entire day during a weekend to listen to lectures in a foreign language with such patience and such a great engagement. A further seminary lecture on “the current status of transnational civil procedure” gave me the opportunity of a meeting with further colleagues from the Kansai region, and to my great pleasure Professor Marcel Storme, president of the International Association of Procedural Law, also attended.

During the week I had much time to use Ritsumeikan University’s major collection of foreign legal publications in the field of procedural and comparative law. Contrary to our situation in Germany I got the impression that the preservation of this collection is not, at least not yet threatened by budget cuts.

Throughout most of my stay, I was able to enjoy a pleasant sunny spring, visiting a great number of magnificent temples and shrines in Kyoto and in the neighborhood. Some of them I would meet again in the festive garb of cherry blossoms, others, like the Horyuji near Nara I could visit for first time. During April (when there were school holidays) my family could be with me and enjoy for instance Ninnaji and “philosopher’s lane” full of cherry blossoms. The whole family enjoyed very much Japanese friendliness and great hospitality. My little son (of two

and a half years) was highly impressed by this journey that he would like to go for swimming during the summer holidays also to Japan.

During my stay, the idea of Professor Masahisa Deguchi to organize an International Symposium of Procedural Law at Ritsumeikan University (in co-operation

with International Association of Procedural Law) in 2008 took more of a concrete shape. I would be very happy if this congress could be acknowledged, providing me again with the opportunity to enjoy Japanese culture.

*Professor Dr. Peter Gottwald,
Regensburg, Germany*

Media
Coverage

学術交流・研究活動

(2004年7月)

■法学部定例研究会：

法政研究会 / 公法研究会 / 民事法研究会 / 政治学研究会 / 刑事法研究会

04年7月7日 法政研究会：立命館大学客員教授 Prof. Jeffrey S. Lubbers

「The Role of Judicial Review in U.S. Environmental Regulation」

04年7月16日 人文研究所公共研究会：水口憲人「分析と啓蒙」

■学術研究プロジェクト：

基盤研究S 「グローバル化時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究」

基盤研究A(2) 「現代韓国の安全保障・治安法制の実証的研究」

基盤研究A(2) 「グローバル化時代の「人間の安全保障」構築に関する憲法学的研究」

基盤研究B(2) 「公共政策システムの再編と新しい公共空間の形成—人文・社会科学の革新」

基盤研究C(1) 「国際訴訟と法曹養成」

基盤研究C(2) 「「行政的な訴え」の類型と「日本型」処理手続——近世日本を対象として——」

基盤研究C(2) 「都市計画法における公共性と財産権」

基盤研究C(2) 「日韓渉外相続課税の理論的・実際の問題点と改革課題の法的研究」

基盤研究C(2) 「憲法上の公私間関係と公共性—ドイツと日本の比較研究」

基盤研究C(2) 「刑事手続における少年の手続参加の保障に関する日米英比較法研究」

基盤研究C(2) 「甲類家事審判事件の審理構造に関する研究」

基盤研究C(2) 「「形成期」アメリカ政治学の「アメリカ化」の内実の学史的的研究」

若手研究B 「裁判における言語の諸相」

若手研究B 「環境法を中心とした行政による規制権限不行使と国家賠償責任に関する日仏比較研究」

若手研究B 「英米法におけるプロシード (proceeds・価値変形物) 概念の検討」

若手研究B 「複雑訴訟における正義—日米の大規模不法行為訴訟・医療過誤訴訟を素材に、その実体的正義・手続的正義の質と社会的フォーラムとしての機能を問い直す—」

若手研究B 「欧州諸機関・国連による人権条約義務の領域的・時間的拡大と国際法理論への影響」

若手研究B 「同性結婚法制化を巡る議論を規定し、かつそこに投影される「政治的なもの」の分析」

若手研究B 「会社規模ごとの経営者責任追及制度の役割と態様」

若手研究B 「各種事業組織体のガバナンス」

人文科学研究所：近代日本思想史研究会

国際地域研究所：東アジアの和解と平和研究

国際言語文化研究所：アイデンティティ研究会／日系文化研究会

編集後記

今号より編集委員に加わらせていただくことになりましたが、この場をお借りして、編集事務等で日頃からお世話になっている法学部共同研究室の皆さまにお礼を申し上げるとともに、共同研究室の雰囲気が少しでも伝わり、身近に感じていただければとの思いで、写真を掲載させていただきました。



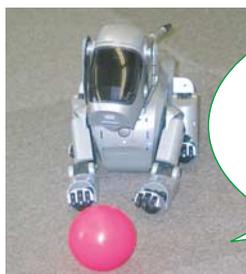
判例百選やジュリストなどが検索できる
オープンパソコンルーム



スタッフが常駐する事務室内部



談話室にて



僕、山名宗介♪
ロースクール山名隆男先生
の事務所の番犬だよ。
今、法共研で短期番犬中。

BOW
WOW



ニュースレター編集委員 小田 美佐子（法学部助教授）

ODA Misako

RITS
立命館大学



立命館ロー・ニュースレター
第38号 (2004年9月)

編集：立命館大学法学部ニュースレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会
京都市北区等持院北町56-1
TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294
<http://www.ritsumeikai.ac.jp/acd/cg/law/lex/default.htm>